

第二十九条 出入国管理課に、難民認定室を置く。	この省令は、平成十七年五月十六日から施行する。
二 難民認定室は、次に掲げる事務をつかさどる。	一時庇護のための上陸の許可に関すること。
一 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第六十一条の二の二第一項の規定による在留の許可、同条第四項の規定による許可の取消し並びに同法第六十一条の二の四第一項の規定による仮滞在の許可及び同法第六十一条の二の五第五項の規定による在留資格の取得の許可に関する事務を除く。	在留の許可に関する事務を除く。
三 難民旅行証明書に関する事務。	難民旅行証明書に関する事務。
四 難民の認定及び補完的保護対象者の認定に関する事務（審判課の所掌に属するものを除く）。	難民の認定に関する事務。
五 難民認定室に、室長を置く。	難民認定室に、室長を置く。
六 在留管理業務室及び在留審査調整官（在留管理業務室及び在留審査調整官）	在留管理業務室及び在留審査調整官（在留管理業務室及び在留審査調整官）
第七十条 在留管理課に、在留管理業務室及び在留審査調整官一人を置く。	在留管理課に、在留管理業務室及び在留審査調整官一人を置く。
八 在留管理業務室は、外国人の中長期の在留の管理に関する事務をつかさどる。	在留管理業務室は、外国人の中長期の在留の管理に関する事務をつかさどる。
九 在留管理業務室に、室長を置く。	在留管理業務室に、室長を置く。
第十一条 在留支援課に、支援企画官一人を置く。	在留支援課に、支援企画官一人を置く。
二 支援企画官は、命を受けて、在留支援課の所掌事務のうち特定事項に係るもの企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。	支援企画官は、命を受けて、在留支援課の所掌事務のうち特定事項に係るもの企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。
第二款 施設等機関（入国者収容所）（地方出入国在留管理局）	施設等機関（入国者収容所）（地方出入国在留管理局）
第三十二条 入国者収容所については、入国者収容所組織規則（平成三十一年法務省令第二十六号）の定めるところによる。	入国者収容所については、入国者収容所組織規則（平成三十一年法務省令第二十六号）の定めるところによる。
第三十三条 地方出入国在留管理局については、地方出入国在留管理局組織規則（平成三十一年法務省令第二十七号）の定めるところによる。	地方出入国在留管理局については、地方出入国在留管理局組織規則（平成三十一年法務省令第二十七号）の定めるところによる。
第二節 公安調査局	第二節 公安調査局
第三十四条 公安調査局については、公安調査局組織規則（平成十三年法務省令第二号）の定めることによる。	公安調査局については、公安調査局組織規則（平成十三年法務省令第二号）の定めることによる。
附 則 （平成一七年五月一三日法務省令第八号）	附 則 （平成一七年七月七日法務省令第七八号）
この省令は、平成十六年四月一日から施行する。	この省令は、平成十七年七月十五日から施行する。
附 則 （平成一七年五月一三日法務省令第八号）	附 則 （平成一七年九月三〇日法務省令第一〇〇号）
この省令は、平成十六年四月一日から施行する。	この省令は、平成十七年十月一日から施行する。
附 則 （平成一七年五月一三日法務省令第八号）	附 則 （平成一八年三月三一日法務省令第三二号）
この省令は、平成十八年四月一日から施行する。	この省令は、平成十八年五月二十四日から施行する。
附 則 （平成一七年五月一三日法務省令第八号）	附 則 （平成一八年五月二三日法務省令第五八号）
この省令は、平成十八年四月一日から施行する。	この省令は、平成十八年五月二十四日から施行する。
附 則 （平成一四年四月一一日法務省令第三〇号）	附 則 （平成一九年三月三〇日法務省令第五八号）
この省令は、公布の日から施行する。	この省令は、刑事施設及び受刑者の待遇等に関する法律（平成十七年法律第五十号）の施行の日（平成十八年五月二十四日）から施行する。
附 則 （平成一五年四月一一日法務省令第三二号）	附 則 （平成一九年三月三一日法務省令第六号）
この省令は、公布の日から施行する。ただし、第十三条第二項の改正規定は、平成十五年六月一日から施行する。	この省令は、平成二十九年三月三一日から施行する。
附 則 （平成一五年七月一六日法務省令第五五号）	附 則 （平成二九年三月三一日法務省令第六号）
この省令は、公布の日から施行する。	この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。
附 則 （平成一五年七月一六日法務省令第五七号）	附 則 （平成二〇年三月三一日法務省令第二〇号）
この省令は、平成二十年四月一日から施行する。	この省令は、平成十九年四月一日から施行する。
附 則 （平成一五年七月一六日法務省令第五九号）	附 則 （平成二〇年五月一九日法務省令第二二号）
この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。	この省令は、平成二十年五月一日から施行する。
附 則 （平成一五年七月一六日法務省令第六一号）	附 則 （平成二〇年五月一九日法務省令第二五号）
この省令は、平成十六年一月一日から施行する。	この省令は、平成二十一年五月一日から施行する。
附 則 （平成一六年二月一九日法務省令第一八号）	附 則 （平成二〇年五月一九日法務省令第二七号）
この省令は、平成十六年四月一日から施行する。	この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。
附 則 （平成一六年二月一九日法務省令第一八号）	附 則 （平成二三年三月三一日法務省令第七号）
この省令は、平成十六年四月一日から施行する。	この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。
附 則 （平成一七年四月一四日法務省令第一八号）	附 則 （平成二四年四月六日法務省令第二九号）
この省令は、平成十七年四月一日から施行する。	この省令は、平成二十四年七月九日から施行する。
附 則 （平成一七年四月一四日法務省令第一八号）	附 則 （平成二四年四月六日法務省令第二九号）
この省令は、平成十七年四月一日から施行する。	この省令は、平成二十四年七月九日から施行する。
附 則 （平成一七年四月一四日法務省令第一八号）	附 則 （令和四年三月二五日法務省令第一三号）
この省令は、令和四年四月一日から施行する。	この省令は、令和四年三月一日から施行する。
附 則 （平成一七年四月一四日法務省令第一九号）	附 則 （令和五年三月三〇日法務省令第一三号）
この省令は、令和五年四月一日から施行する。	この省令は、令和五年三月一日から施行する。
附 則 （平成一七年四月一四日法務省令第一九号）	附 則 （令和五年一月六日法務省令第四〇号）
この省令は、令和五年四月一日から施行する。	この省令は、令和五年一月六日から施行する。

この省令は、令和五年十二月一日から施行する。

**附 則（令和六年三月二二日法務省令第
一〇号）**

この省令は、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

**附 則（令和六年三月二九日法務省令第
一四号）**

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

**附 則（令和六年五月二九日法務省令第
三八号）**

この省令は、令和六年六月十日から施行する。